

産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県小城市小城町池上2387番1

氏 名 株式会社平成開発
代表取締役 久保 直行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 平成30年（2018年）7月16日

許可の有効年月日 平成35年（2023年）7月15日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 碎	紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びがれき類並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）以上8種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
圧縮・梱包	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず及び金属くず以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
圧 縮	金属くず 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
選 別	紙くず、木くず及び繊維くず並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

最終処分業	産業廃棄物の種類
安定型	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上5種類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類	破砕施設（固定及び移動式）	破砕施設（固定及び移動式）
産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
設置場所	多久市南多久町大字長尾1571番2、1595番8	多久市南多久町大字長尾1562番1
設置年月日	平成23年12月13日	平成27年12月1日
処理能力	680 t / 日（8時間）	200.2 t / 日（8時間）
許可年月日	平成23年12月7日（変更許可）	平成27年10月27日
許可番号	佐賀県指令23循環第14号	佐賀県指令27循環第5号

（裏面へ）

種 類	破砕施設	圧縮・梱包施設
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びびガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず及びび金属くず
設置場所	多久市南多久町大字長尾1768番6、1768番7	多久市南多久町大字長尾1768番7
設置年月日	平成16年12月7日	平成19年3月1日
処理能力	廃プラスチック類：4.4t/日（8時間） 紙くず：3.1t/日（8時間） 木くず：4.4t/日（8時間） 繊維くず：2.9t/日（8時間） ゴムくず：6.5t/日（8時間） 金属くず：14.1t/日（8時間） ガラスくず・コンクリートくず・ 陶磁器くず：14.9t/日（8時間）	廃プラスチック類：28.7t/日（8時間） 紙くず：25.9t/日（8時間） 繊維くず：31.2t/日（8時間） ゴムくず：56.3t/日（8時間） 金属くず：98.9t/日（8時間）

種 類	圧縮施設	選別施設
設置場所	多久市南多久町大字長尾1768番6	多久市南多久町大字長尾1768番5、1768番6、1768番10
設置年月日	平成18年4月10日	平成18年9月15日
処理能力	12.0t/日（8時間）	144m ³ /日（8時間）

種 類	圧縮・梱包施設
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず及びび金属くず
設置場所	小城市小城町池上2387番1
設置年月日	平成30年2月16日
処理能力	廃プラスチック類：438t/日（8時間） 紙くず：420t/日（8時間） 繊維くず：84t/日（8時間） ゴムくず：331t/日（8時間） 金属くず：559t/日（8時間）

種 類	安定型最終処分場
設置場所	多久市南多久町大字長尾1553番外41筆、1759番28外2筆地先、1554番2外9筆地先、1595番4外7筆地先
設置年月日	平成5年3月29日
処理能力	面積：31,599m ² 、容量：329,471m ³ (施設許可面積：31,667m ² 、施設許可容量：320,528m ³)
許可年月日	平成25年4月25日（変更許可）
許可番号	佐賀県指令25循環第1号

3. 許可の条件

県内で移動して破砕処理をする場合は、排出事業所敷地内に限る。 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 7月16日 更新許可
 平成30年 8月 6日 産業廃棄物の保管場所に係る変更
 平成31年 3月 8日 住所及び産業廃棄物の保管場所に係る変更並びに圧縮・梱包施設（平成30年2月16日設置）の追加。

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無